第 169 回 通常国会 文教科学委員会 2008 年 06 月 10 日

林久美子君 民主党・新緑風会・国民新・日本の林久美子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お二人に続きましてこの保健法の改正案についてお伺いをいたしますが、私もこの安全 という問題を中心にお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

大教大附属池田小の事件、大阪の寝屋川の事件、日野小の事件、本当に学校というものが安全であった時代というのがもう過去のものになってしまったというような感じを多くの大人が持っているのではないかなというふうに思います。そうした中で、こうした法改正をめぐる安全についての議論というのは実におよそ三十年ぶりだというふうに伺っておりますけれども、私は、やはりこうして時代状況の変化に応じて子供たちの学校の安全をいかに守るべきかと。

子供たちの命に格差はなくて、それぞれの命をひとしく守るためには、やはり安心して学ぶことができる、そういう学校をつくっていくための基本法が必要であるとかねがね考えてきておりまして、過去三回、今日御出席の水岡委員とも一緒に議員立法で学校安全対策基本法案というのを参議院の方に提出をしてまいりました。この通常国会でも提出しておるわけでございますけれども、やはり基本法というものがこの安全に関する分野ではまだないんですね。大臣先ほどもおっしゃっていましたが、保健法の中に一部ありましたけれども、やはり私は、これは基本法を別個に作って別法にすべきであったというふうに考えておるんですが、今回なぜ保健法の改正案という形で、その中に安全という項目を立てられたわけですが、別法とされなかったのか、まずこの辺をお伺いしたいと思います。

国務大臣(渡海紀三朗君) 先ほどの友近委員の質問にもありました。これは順序の問題でなくとお答えをしたわけでありますけれども、従来から保健法の中に安全という概念はあったわけでございます。これは考え方でございますから、基本法という立て方もそれは一つの考え方であろうと思います。

しかしながら、安全そして保健、こういった面は非常にお互いに関係のある部分もあるわけでございますから、今回は学校保健法ということではなくて、学校保健、安全というその二つの大きな概念を同時にこの法律の中で改正をしているということでありまして、基本法という考え方は一つの考え方であるとは思います。そういう考え方があっていいと思いますし、ただ、この法律案について言うならば、従来からあった法律を改正することで、しかもその中で時代の変化に応じて安全ということをより強く法律の名前にも入れることで改正をしたというふうに御理解をいただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。

林久美子君 これまでにも学校保健法の中に安全についての記述は確かにありました。 ありましたが、先ほど私が例として取り上げましたような、学校に不審者が侵入をしてく る犯罪を前提としたものであるとか、あるいはこれは後ほどお話しさせていただこうと思 っておりますが、学校の管理下あるいは通学路において子供たちが事件に巻き込まれる、 事故に巻き込まれるケースが増えているというようなことに対応するような文言というの が全くなかったわけですね。

この中で、こういったことも踏まえて安全という項目立てをされたんだとは思いますけれども、その姿勢は評価はさせていただきたいとも思っているんですけれども、やはり全体を網羅するという意味においては、保健も安全ももちろん関連性があります、給食もあります、いろんな子供たちの活動範囲の中をいかにして網羅していくのかということを考えると、やはり私は、基本法というのは今後も検討をしていただきたいということをまず冒頭お願いをさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、先ほどもちらっと申し上げたんですが、学校現場における安全というものは、今回安全の項目を立ててより強く姿勢を示されたわけですけれども、格差が付いているという現状があると思っています。これは、地方公共団体、学校の、公立の場合は設置者になるわけですが、そういうところの財政力の格差であり、あるいは首長の政策優先度であり、これにおいてすごく格差が生じております。

こうした中で、私たちは、きちっとしたナショナルミニマムを維持していく、子供の安全を守っていくということに関して、やはり格差は解消していくべきであると。とりわけ子供の命に関するものですから、格差はなくしていかなくてはならないというふうに思っておりますんですが、大臣は、かつてからよく、国が持つべき責任、地方公共団体が持つべき責任、設置者が持つべき責任、学校の責任ということをほかの法案の審議などでもおっしゃっているんですが、これ具体的に予算、人の配置を含めてどういうものをそれぞれ責任を持つべきだと考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

国務大臣(渡海紀三朗君) 一つ一つについて具体的に今お答えすることは不可能だと 思いますね、これは質問時間全部使うような話になると思いますから。

ただ、その辺は基本的にはやっぱり設置者が主体となって、今ナショナルミニマムという言葉をお使いになったと思いますが、いわゆるそういうものが守られないということに対しては、これは、特に義務教育は憲法に保障された権利でありますから、そのことをしっかりと国がやっぱり担保していくというのが大きな整理であろうと思います。

例えば、地方分権の時代でありまして、規制改革会議なんかは学習指導要領も地方分権 しろと、こう言っているんですよね。果たしてそれでいいのか、ここも大いに議論のある ところであろうと思いますが。やっぱりその辺の大きな交通整理は要りますけれども、基 本的にひとしく教育が受けられる、今日は安全とか安心とかそれから保健とかいった水準 が、ミニマムということが正しいのかどうか分かりませんが、一定の水準が守られないと いうことに対してはやはり国がしっかりと、形はいろいろあろうかと思います、財政措置も含めて国が責任を持つ場合、そして、そうではなくて、ある程度地方の自主性に任されているけれどもしっかりとガイドラインを持って指導するという形でやっていく場合、そして地方が自主的におやりになる場合。そういうものはあろうかと思いますけれども、基本的な水準というか、この場合にナショナルミニマムというのが正しいのかどうか私はちょっとよく分かりませんが、そういったものについてはしっかりと国が責任を持ってそれを確保するように、例えば教員配置なんというのはそうですね、標準法があってやっていることもそうでありますし、そういったことについて国がしっかり責任を持つと。その意味において、その意味において、例えば教職員の国庫負担というものがあるわけでございます。私はゼロか一〇〇かと言っていたんですが、今は三分の二、三分の一という、これは地方分権の議論の中でそういう配分になっておるわけでございますけれども、そういった整理をしていかなければいけないんだろうなというふうに思っております。

林久美子君 私は、最近、地方分権とよく言われますね。地方分権って大いに結構なんだと思うんです。ただし、どうも見ていると、地方分権という言葉の下に私は国が責任を放棄しようとしている、特にこの教育においてですね、という逃げ口上に使ってはいただきたくないわけなんですね。国が……(発言する者あり)ありがとうございます。

設置者が主体となってというお話もありましたけれども、そこの仕分の仕方というのは 非常に大事になってくるんだと思うんですね。いろんな事件があった後、文科省が中心と なってつくっている安心・安全な学校づくりのための危機管理マニュアルとかプロジェク トチームの報告書ありますけれども、この中に学校の門扉には原則施錠せよという項目が あるわけですね。通知も、通達でしたっけ、出していらっしゃるはずです。

じゃ、これをやりなさいといったことは守ってくれなきゃ困るんだというお話、先ほど大臣なさいましたけれども、でも、門がない学校もあるんですよ。門を造って学校の安全を守りたいと思っていても、お金がなくてできないというところがいっぱいある。もう一つ申し上げれば、お金があるところは、例えば東京の渋谷区なんかは財政的に豊かだから、一校当たり三百万円掛けて学校の安全を守っているんです。片や、地方に行くと、学校の門扉、施錠してないわけですね。どうしてですかと聞くと、門にかぎを掛けたら、遅れてくる子供たち、給食の搬入業者はどうするんですかと。そうしたら、職員室から見えるところにないわけです、門も。かぎを掛けたはいいけれども入ってこれないじゃないかと、じゃ人を横に立たせるんですか、そんな人的余裕は当然ないですよねと。せめてインターホンを付けたいと、だけどお金がないからといって市は付けてくれないんですよと、これがまさに私は現場の声だと思うわけです。

だから、地方分権とか設置者の主体性とか学校というような、言葉は確かに美しいですけれども、でも、そういうことで国が責任を放棄するというか、そこに責任を押し付けるのではなくて、やはりそういうところにはしっかりと国が責任を持って対処をするんだと

いう姿勢を是非示していただきたい。今回、わざわざ法改正をして安全の項目を立てたということは、やはり、修正案の方でも「財政上の措置」と入れていただきましたけれども、やはりその辺は、やりたくてもやれない、最低水準を維持するためにできないというところには、今回法改正をしたことによって国が責任を持って財政上の措置も含めて対策を講じるというふうに理解をしていいんでしょうか、大臣。

国務大臣(渡海紀三朗君) そこは仕分しなきゃいけないと思いますよ。

私は、改正をされて、財政上の措置をするというその項目、これは措置ですからね、どの程度措置するかということについてはクリアじゃないんですよ、はっきり言いまして。いや、そうでしょう、だって、これは議員修正でやられたわけですから。私は、はっきりとその辺はやっぱり立法府の意思として決めていただかなきゃいけないんじゃないかと思っていますよ。こんな簡単に修正していいのかというふうに私は申し上げます、正直申し上げますけれども、それは責任が持てるのかと。これは、役所がどうのこうのして決めたことじゃないんです。議員修正でありますから、きっちりと立法府の意思として、それを、じゃ、どうするんだということを示さなきゃいけないんだと思うんです。

国はすぐ責任逃れしていると言われますが、私は必ずしもそうじゃないと思いますよ。むしろ、地方が、地方がある意味責任を放棄して国に持ってきている部分だってあると思う。何か起こるとすぐ国がこれはどうのこうのと言われる部分だってあるんです。ですから、この前も衆議院で議論になったんです。大きな意味での、要するに財源の移譲というものは考えなきゃいけないだろう。しかし、それに格差があるということについては地方財政上の大きな問題ですから、そのバランスをどうやって図っていくか、今の交付税のような仕組み、要するに偏在を変えていくという、こういった議論はしっかりしなきゃいけない。

しかし、今委員が、私はこれは反論じゃないです、極論をされましたけれども、それは 門一つ造れないような市長さんがいたとしたら、子供の安全を守るために、それは私は弁 解だと思いますよ。その辺は、どういう例かきっちりと挙げていただいたらいいと思いま すけれどもね、それぐらいのことはできると思うんですよ。インターホン一つ付けられな い、それは、それは……(発言する者あり)いやいや、それは、それはまた種類の違う話 なんです。地方財政をしっかりするという話でやっていただかないといけない話であって、 それを国の責任だから、じゃ、どういう基準で、どういうふうに、全部付けるんですか、 じゃんとやるんですかということをしっかりとやっぱり決めていかなきゃいけないという ふうに私は考えていますよ。

ですから、財政上の措置をすると書いたこと自身に対して今お尋ねがあったわけですよ。 あったわけですが、そのことについては今後検討をしないと、責任を持って措置をします と言うことは簡単でありますけれども、簡単でありますけれども、じゃ、それは一体、措 置をするということは全額国が持てということなのかどういうことなのかということは今 クリアじゃないわけですよ。そこは理解をしていただきたいと思うんですね。だから、そのことを聞かれても、私は今、検討させていただきますということしかお答えができませんということを申し上げているわけでありまして、そのことを理解していただきたいというふうに思います。

林久美子君 修正案についてのお話ありましたけれども、これはもう今更申し上げるまでもございませんが、おっしゃるように、議員間での修正を行ったわけですけれども、当然ここには我が党の議員もおりますが、大臣の所属していらっしゃる自民党の議員さんもいらっしゃるわけでございましてね、そこから大臣になっていらっしゃるわけですから、是非ともきちっとそれは、立法府のある意味意思でございますから、受け止めていただいて、実現に向けて最大限のやっぱり大臣として取組を進めていただきたいと思うのとともに、やはりインターホンも付けられないようなところがあるはずないと、門も付けられないようなのはおかしいとおっしゃいましたけれども、それはやはり大臣、実情をもうちょっとしっかりと見ていただきたい。多分歩いていらっしゃると思いますけれども、もっともっと現場の声に耳を傾けていただきたいということを私はお願いをさせていただきたいというふうに思う。これは事実ですからね、大臣、本当によろしくお願いいたします。

残念ながら、この財政上の措置についてはまだ検討中ということで、納得のいく御答弁 はいただけなかったわけでございますが、時間も限られておりますので、次の質問に参り たいと思います。

財政的に余り負担をしなくて、なおかつ子供たちの安全を守っていこうという知恵の中から、多分、スクールガード・リーダーあるいはスクールガードというところが出てきたんだと思います。こうした取組を私は否定するものではありませんし、実際に一定の効果というのは上げていらっしゃるんだと思います。ただ、やはりボランティア頼みで本当にいいんだろうかと。ボランティアの方の力ももちろん大事です。地域の方の協力も大事。お散歩を通学の、登下校の時間に合わせて地域の人がしてくれるだけで随分と違うと、いろんな声を聞かせていただいておりますが、ボランティアの皆さん、地域の皆さんだけにお願いしていいのだろうかというふうに私は考えております。とりわけ、子供たちの安全を守る、学校の安全を守るということは、ほかの安全を守るということと私はちょっと違うと思っているんですね。子供の発達段階に応じて、例えばどういう安全の守り方をするかによって、いわゆる人に対する不信感が強くなってしまうかもしれない、逆に安心感が醸成をされるかもしれない、学校の授業に対する向かい方が変わってくるかもしれない。アメリカでスクールポリスというのがありますね。あれ、私は余りいいと思っていないわけでございまして、やはり子供の発達段階に応じた安全の確保の仕方、かかわり方というのが必要になってくると思います。

それで、伺いたいんですが、スクールガード・リーダー、スクールガードの方たちは、 そうした子供たちの発達の段階に応じた安全のかかわり方ということについて研修をちゃ んと行っていらっしゃるんでしょうか、どうでしょうか、教えてください。

政府参考人(樋口修資君) ただいま御指摘の学校安全ボランティア、いわゆるスクールガードに対する研修につきましては、都道府県政令指定都市、全国に六十四ございますが、こういったところで全国的に開催をさせていただいておりまして、平成十九年度には都道府県等が実施する研修に約九万人の方々が御参加をいただいておりまして、安全ボランティアとして子供たちの発達段階に応じてどのように子供たちの安全を確保するかについての研修をさせていただいているところでございます。

林久美子君 事前に伺ったところによりますと、子供の発達段階に応じた形で安全をどう守るかということについての研修は行われていないというお話を伺っていたんですが、 今の御答弁でよろしいんですね。

政府参考人(樋口修資君) 私どもは、当然、この研修会の内容は警備上、学校施設の警備上の留意点や不審者を発見した場合の対応等について、具体的事例に即した実践的な指導あるいは最新の情報を紹介するということになっているわけでございますが、当然、子供たち、小学校、中学校に通う子供たち、特に小学校に通う子供たちというものの実情に合わせて、それは当然安全の確保を考えるということについて研修の中で行うということは必要であるうかと思っておりますので、その趣旨が十分でなければ、私どもも今後の研修の中でそういった趣旨についてはよく周知をさせていただきたいと思っております。

林久美子君 十分かどうかの、じゃ確認はできていないということになるわけですね、 きっと。

やはり、そこら辺は、教育をつかさどる文科省でございますので、ただやってください ねみたいな話だけではなくて、ちゃんとこれ、もう一つ申し上げると、スクールガード、 スクールガード・リーダーを配置をしたことによる、実際に防犯あるいは交通事故が減っ たということに対する効果の検証って行われていないんですよ。私、これ導入時から何回 もやってくれということを申し上げてきたけれども、一回もされていない。

もう一つ踏み込んで申し上げれば、通学路で実際に子供たちがどれぐらい事件に巻き込まれているのか、何件事故に遭っているのかも把握をしていらっしゃらないはずです。これ、調べていないんですよ。だから、ちゃんと実態を調べて、それに応じた安全の在り方を私は構築していっていただきたいと。それが文科省さんのやっぱり重大な役割の一つであるというふうに思っておりますので、是非これはお願いをしたいというふうに思います。

重ねまして、私、先ほど申し上げましたように、ボランティアの方たちの努力というの は非常に有り難いことだと思っておりますが、一方で、やはり安全を守る専門家の配置と いうのが必要だと思います。今お聞きいただけば分かるように、すごくたくさんの方たち を対象に子供たちの発達段階に応じた研修を受けてもらう、学んでもらうというのは非常にいろんな意味で御負担を掛けることにもなるし、いろんな課題というのも当然出てくると思いますが、一方でやっぱり専門家って必要なんだと思うんですね。

実際に、内閣府の子どもの防犯に関する世論調査の結果では、政府に望む防犯対策として、警備職員によるパトロールが五四%ということで最も高くなっているわけでございます。これも警備員さんをそのまま配置すればいいという問題ではないと思うんですけれども、やはりそういった子供の発達段階に応じた安全の在り方については十分に御理解をいただく方をお願いしないといけないと思いますけれども、やはり子供の命を守るというのは、当たり前のことですが、保護者の最大の願いなわけですね。

現在、警備員と通常言われている方たちの配置状況を是非教えていただきたいんですが、 公立の学校で結構でございます。一番充実しているところはどこで、一番置けていないと ころはどこなのか、教えてください。

政府参考人(樋口修資君) お答え申し上げます。

平成十九年度に文部科学省で実施をいたしました学校の安全管理の取組状況に関する調査によりますと、警備員の配置状況が最も高いのは大阪府でございます。次いで東京都となっております。大阪府では五三・五%になっておるわけであります。逆に、警備員が全く配置されていない県が三県あるということで、栃木県、富山県、長崎県においては警備員が配置されていないと承知をいたしているところでございます。

なお、全国平均は約一三%において警備員が配置をされているという状況にあるわけで ございます。

林久美子君 それでは伺います。

局長から御覧になって、配置できている県と置けていない県の違いは何だと思われますか。

政府参考人(樋口修資君) 警備員の配置が最も高いということで御紹介させていただきました大阪府の場合は、御案内のとおり、平成十七年の二月に起きました寝屋川の市立の小学校におきます教職員殺傷事件を契機にいたしまして、学校安全ボランティアを中心とした取組を行っているような指定都市、大阪市とか堺市、あるいはオートロック等で学校管理をしている二市を除く、この四市を除く域内全市町村の全小学校において、大阪府が半額補助を行い、警備員等の配置を行っているという状況にあるとお伺いいたしておるわけでございまして、これは過去の不幸な事件を契機として大阪府全体としてこの域内の小学校への取組を行ったというふうにお聞きしているわけでございます。

また、東京都、これ二番目に警備員が配置をされている高い県でございますが、都は、 それ自身は補助を行ってはおりませんが、港区とか世田谷区などの都市部から、あるいは 日の出町など町村部にわたる十三の市区町村において、それぞれの市区町村の各小学校において警備員を配置をされておりまして、様々ないわゆる財政力の実態にある市区町村において警備員が配置をされているという状況にあるわけであります。

このように、都道府県レベルでは、大都市の東京都、大阪府の割合が高いわけでありますが、その中の市町村レベルで見ますとその状況は様々ということで、学校の安全を確保するに当たりましては警備員の配置というものが当然ございましたが、それ以外にも学校安全ボランティアを中心とした取組で対応するところ、あるいは大阪の一部の市にございますようなオートロックなど、施設整備に重点を置いて対応するというところなどがあるようでございます。

林久美子君 るる御説明をいただきましたが、これ簡単に申し上げますと、財政力があるところは置けているんです。財政的に厳しいところが置けていないというような現象があるわけです。だからこそ格差があるんだというふうなことを私は申し上げておるわけでございまして、これ本当に一例でございますが、学校の安全を守るというのはやっぱり人というのが非常に大事になってくると思います。

私たち民主党が出した学校安全対策基本法案では、学校安全専門員という専門家を配置をするということを明記をいたしております。これは是非大臣、今後とも御検討いただきたいということをお願いを申し上げまして、ちょっと時間もございませんので駆け足になりますけれども、次のテーマに行かせていただきたいと思います。

先ほど学校の管理下のお話がございました。通学路についてどうなんだというお話がありましたけれども、これ伺っているところでは、二十六条の学校の設置者の責務の中では、学校においてというのは通学路は含まれませんと。ただ、二十七条においての学校においてはというのは学校の設置者及び学校ということなんだそうでございますが、ここは通学路は含まれるというふうに伺っております。

が、しかし、この二十七条でうたわれているのは安全の指導についてなんですね、安全 の指導。指導ではなくて安全の確保については含まれるのか、含まれないのか、お答えを いただきたいと思います。

政府参考人(樋口修資君) 第二十七条で規定をさせていただいています学校安全計画の策定におきましては、委員御指摘のとおり、「児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導」というふうになっておりまして、私どもは、学校という、学校の中における授業中あるいは部活動中等の安全管理責任は学校にございますが、通学路まで学校の安全責任、安全確保の責任ということはなかなか難しいのではないかと。

私どもは、通学路についてはあくまでも安全指導ということで子供たちの安全の確保に 資するように努めてまいりたいと考えているところでございます。 林久美子君 それでは、通学路の安全確保はどこで対応すべきだと考えていらっしゃいますか。

政府参考人(樋口修資君) 通学路など学校外におきます児童生徒の安全については、ただいま御指摘いたしましたように、学校の設置者が一般的な管理責任は持つものではございませんが、学校は当然もとより、警察とか道路管理者とか関係団体、地域住民と連携しつつ、地域総ぐるみで確保されていくべき課題であろうかと考えているところでございます。

林久美子君 大臣、子供にかかわる生活の範囲というのは実はすごく、もう御存じだと 思いますが、省庁の縦割りの壁に阻まれているわけですね。学校でも、学校のいわゆる管 理下というのは文科省だし、学童になると厚労省だし、通学路は、今お話あったように道 路管理者といえば市町村なのか県なのか国なのか。国だったら国交省になるわけですね。 もう一つ言えば、塾になれば経産省であるし、という中で、非常に縦割り行政の壁に阻ま れているというふうに思っております。

確かに地域の方の連携も警察の協力も必要でしょう。ただ、やはり学校の登下校時、通 学路というのは、先ほど父母の責任だというお話、大臣なさいましたけれども、じゃ、例 えばへき地教育振興法でうたわれているスクールバスを使っている場合があるわけですね。 じゃ、このスクールバスに乗っている間はどこの責任になるんでしょうかということを私 は思うわけです。ちょっと、まずこの点について教えていただきたいと思います。

政府参考人(樋口修資君) スクールバスは学校によって提供されるものでございますから、この乗車中の児童生徒については学校がスクールバスを安全に運行する責務があろうかと考えております。

林久美子君 ですから、その状況状況において、非常に、どこが責任を持つかということがあいまいになるわけです。ですから、大臣、先ほど私が申し上げたのは、これから議論していただかなくちゃいけないと思うんですけれども、じゃ、どこまでが学校の範疇なのか、どこからが違うのか。学校の範疇は先ほどおっしゃいました、先生たちが大変だと。そのとおりです。だから、それだけじゃなくて、新しく人を入れること、あるいは現業職員を今、皆さん、もう外注しなさいみたいなのが総務省から出てきていますけれども、そうじゃなくて、子供たちと日々かかわって学校の細部まで知っている、ああいう用務員さんたちにもっと活躍してもらうとか、いろんな選択肢って私はあると思うんですね。

だから、よくそこは整理をしていただいて、やっぱり子供たちに関して、しっかりとトータルコーディネートをして、リーダーシップを発揮していくのが私は文科省の役割だと

思うわけですね。

ですから、ここ、しっかりとリーダーシップを取っていただきたいと思いますが、大臣、 ちょっと御決意をお願いします。

国務大臣(渡海紀三朗君) 私が先ほど親の責任だと言ったのは海外の事例でございまして、日本はそこが非常にあいまいになっていると。だから、まさに今、林委員がおっしゃっているように、だれがどうやって責任を持つのかとかいう議論を省庁横断的に、また地域も巻き込んで一回しっかりしなきゃいけないんじゃないかと。これはどこから出てきたかといいますと、学校の先生が忙しいというところから出てきているんです、私の発想は。そこまで言われたら先生もたまったものじゃないだろうと。そのことを、例えば今定員増ということを今日言われました、先ほど。私は袋だたきに遭っていますよ。遭っていますが、それはいいですよ。

でも、要はそういうことを一つ考えても、じゃなぜ忙しいのかということをちゃんと考えなきゃいけない。そして、先生の仕事は一体どこまでなのかということを考えなきゃいけない、給与体系だって違うんですから。ですから、そういうことも考えた上で、この責任はだれが持つのかと。

ただ、委員がおっしゃったように、やっぱり我が省が中心になって、例えば警察庁とか 国土交通省とか、まあ総務省も関係するんですか、そういったところと一緒になって、例 えばどういう体制が基本的にモデルケースとしては正しいやり方なんだろうというような ことを、いいやり方なんだろうということを我々が議論させていただく。そのことは我々 がリードさせていただく必要があるだろうというふうに考えておりますし、既にそういっ た、まあ局長クラスぐらいかな、これはやっているのが、今。当面、関係課長ぐらいのク ラスでございますけれども、今そういった検討会も立ち上げて検討させているところでご ざいます。

いずれにいたしましても、その辺をやっぱり少しクリアにしていかないと、今は非常にあいまいなんですね。実は学校から帰ってから刺されたという事件がございましたね、女の子が。あれは私の選挙区ですよ。これは水岡先生、加古川ですから御存じだと思う。そのときにも、いろいろやっぱり、市と学校とそれから地域の自治会とボランティアも一緒になって、いろんなことを実は考えたんですが、やっぱりこれは地域ぐるみでやっていかないと基本的に子供の安全というのは守り切れないねというのが最後の結論なんですよね。

じゃ、学校の責任と言われますけれども、子供にこういうところへ行っちゃいけないよ、こういうところで遊んじゃいけないよ、こういう人がいたら気を付けなさいよということまではやれても、それ以上のことはやっぱり、通学路に関してはまだやれるかもしれませんが、無理ですから、そういったことを総合的に考えると、やっぱり通学路の負担というのは私は先生は減らしてあげなきゃいけないなというのが、これは私の個人的な考えです。そんなことを言っているといったらしかられるかもしれませんけれども、地域に。だけれ

ども、やっぱりそういうことも考えながら学校の責任というものを考えないと、これはど こまでも広がりますよ。

そのことは、先生がおっしゃっているのはそのためにも人を置けという話だというのは 分かった上で言っておりますけれども、是非御理解をいただきたいというふうに思います。

林久美子君 事件が発生するようになってからもう随分と年月がたっているわけですから、そこら辺の責任があいまいで、いつも事件があるたびにどこに責任があるんだと、どこが悪かったんだと、いや国の責任、いや設置者の責任みたいな話になっているわけですから、やはりもうこれはそろそろこの議論に決着を付けなきゃいけない。だから、なるべく早くしっかりとした制御していただけるような御努力をお願いをしたいと思います。

では、済みません、今日は修正案についてもお伺いさせていただきたいと思います。

本当に御努力をいただきまして、どうもありがとうございました。済みません、時間が ございませんので、三つお伺いしたいと思っておりますので、三つまとめて伺わせていた だきたいというふうに思います。

まず、今回の修正案第三条のところの財政上の措置については、これは義務規定なのかどうかと。さらに、その他必要な施策というのがありますが、このその他必要な施策については人の配置というのも含まれるのでしょうかというのが一点目でございます。

そして二点目は、同じく第三条の二項、三項で国、地方公共団体が計画を作るということになっていますけれども、この計画を作るということを盛り込んだ理由をお聞かせいただきたいと思います。

そして三点目、やはりこうした計画は、国が作るものであれば国会への報告義務、公表 義務、あると思います。地方公共団体も住民の理解をいただかなくてはいけない、公表す べきであると思いますが、この辺の公表についてはいかがお考えか、お聞かせください。

衆議院議員(牧義夫君) よく聞いていただきました。ありがとうございました。それと、先ほど来の林委員の質疑を聞いておりまして、質問の中で、いかに国が財政上の責任を負わなきゃいけないのかということも質問を通じて浮き彫りにしていただきましたので、もう私からあえて説明する必要もないのかなと思いましたけれども、せっかく質問していただきましたのでお答え申し上げたいと思いますけれども。

そもそも、私どもの提出させていただいた修正案のこの一項、二項、三項がこの言わば修正案の柱になるもので、まず国が財政上の責務を負わなきゃいけないと。この修正の前の、財政上の責任というのが入る前の政府側の説明を聞いておりましたら、必要な施策を講ずるよう努めるということで、必要な施策の中に財政から人的な手当てからすべて含まれるからいいんじゃないかというお話がありましたけれども、やはり、先ほどナショナルミニマムという話もありましたけれども、そういった観点からもきちっと財政的な裏付けが必要であると。

また、先ほど渡海大臣から、じゃ財政上の措置といってもどの程度のことができるのかというようなお話もありましたけれども、まさにその二項、三項で国が責任を持ってその安全推進の計画を立てなければならない、そしてまたそれに準じて地方公共団体も安全計画を立てるよう努めるということですから、言わばこれが表裏一体というか、相互に補完する内容になっていると思います。

安全計画を立てなきゃいけないということは、つまりは国会にも報告をしなければならない内容を盛り込んで、その財政的な、それを遂行するに当たっての財政的な裏付けが必要になるわけですから、それはもう一体のものとして考えていただければこの立法の趣旨がお分かりいただけるかと思いますし、またこれは全会派一致で可決をさせていただいたものですので、簡単に修正し過ぎるという大臣の御発言もありましたけれども、そこはや大臣と私はこの国の統治機構に対する考え方が違うのかもしれませんけれども、そこは重く受け止めていただいて。そしてまた、人の手当て、人の配置も含まれるのかという御質問もございましたけれども、当然それは計画の中に含まれることになるでありましょうから、当然おのずからこれも含まれる話になりますし、あえて付け加えれば、附帯決議の中でも、人的体制の整備に努めることという附帯決議もこれ全会一致で可決をされ、そして、これは決まり文句かもしれませんけれども、その趣旨に留意し対処していただくということも大臣からも御発言をいただいておりますので、この法律がきちっと成立した暁には、しっかりと行政もそれに対応してもらえるものと私どもは確信をいたしております。以上です。

林久美子君 ありがとうございました。

では、最後に大臣にお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたこの安全についての議論、実に三十年ぶりでございます。日本スポーツ振興センターがやっている災害共済給付の件数も二百万件を超えると。少子化にもかかわらず、事故増えているわけです。しっかりとこの辺の原因を究明をするのとともに、この辺まだ明らかになっていませんので、今後もこの学校安全についての制度の充実、法律についても、制度改正ですね、継続して取り組むべきであるというふうに考えますが、どのように考えていらっしゃるのかということが一点と、もう一点、済みません、耐震化の法律ですね、間もなくこれも皆さんの力でまた改正が行われようとしておりますけれども、これで一点だけ、これ現場の声です、是非聞いてください。

今、耐震化進んでおりませんけれども、その背景として、診断費、設計費、工事費と、これ実際別々にやるんですけれども、予算が、診断費と設計費が一緒に下りてくるわけですね。その間、立て替えなきゃいけないわけで、立替え費用を出さなきゃいけない、市町村が。だけれども、財政的に今困窮している中で立て替えられないわけですね。立て替えなきゃいけないんだったら診断やめておこうかと、耐震化やめておこうかという話がかなりあるということを伺っておりますので、もうちょっと使いやすいように、診断、設計、

工事と、もうちょっとばらばらに使えるように、ちょっと是非工夫をいただきたいと思いますので、この二点だけお願いをして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

国務大臣(渡海紀三朗君) 法律のこれからの改正については、時代の要請に応じて常に法というのも改正する必要があると考えておりますから、そういう議論は大いにこれからも歓迎したいというふうに思います。

耐震化でございます。おっしゃっている趣旨は、そういう声があることは分かっております。

細かい話で申し訳ないんですが、できたときの制度そのものが、実は公債発行、要するに、建設国債発行対象なんですね。ですから、その工事費の一部に含んでいるという仕組みになっていまして、これは法律ですから、その仕組みですから、それをまた変えればいいわけなんですが、現行の制度の中ではなかなか難しい。

ただ、これは国土交通省が別のメニューも持っておりますので、耐震と設計というのに。 特に、設計は補助金が三分の一付くと思います。これは要するに、集合住宅なんかの対象 にも入っていますが、学校もこれ使えますので、そういったことを使っていただければや れると思いますし、立替えが前提でございますが、耐震診断は必ず後で、中で補助金が付 きますので、その辺は運用でできるだけやっていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、大勢の議員の皆様に御協力をいただきまして、ありがとうございました。林委員からも予算委員会で御質問をたしかいただいたと思いますが、やっとできるようになるようでございますので、ありがとうございます。感謝を申し上げます。

林久美子君 ありがとうございました。